

下記の空き家について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

令和5年9月22日

京都市長 門川 大作

1 空き家に関する事項（登記情報による。）

- (1) 所在地 京都市北区上賀茂神山7番8及び左京区静市市原町719番4
- (2) 建物所有者 内藤 英太郎

2 緊急安全措置の内容

屋根及び外壁等の飛散防止措置

3 実施日

令和5年9月4日から令和5年9月8日まで

(都市計画局住宅室住宅政策課)